

# つがる西北五広域連合情報セキュリティ基本方針

## (目的)

第1条 本方針は、つがる西北五広域連合（以下、「広域連合」という。）が保有し、又は取り扱う情報資産を、事故、災害、犯罪その他の脅威から保護し、住民サービス及び業務の継続性並びに広域連合に対する信頼の確保に資することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 本方針は、広域連合の全ての組織及び広域連合の業務に従事し情報資産を取り扱う者（職員、会計年度任用職員、外部からの派遣職員、委託先要員等を含む。）に適用する。

## (情報資産の範囲)

第3条 本方針における情報資産は、次に掲げるものをいう。

- (1) 文書、図面、帳票、台帳等（電磁的記録及び紙媒体を含む。）
- (2) 情報システム（サーバ、端末、ネットワーク機器、ソフトウェア、クラウドサービス等を含む。）
- (3) 情報システムで処理されるデータ及び設定情報
- (4) 施設、設備及びこれらの運用に関する情報
- (5) その他広域連合が業務上保有し、又は管理する情報

## (基本原則)

第4条 広域連合は、情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、組織的、人的、物理的及び技術的対策を総合的に講ずる。

- 2 広域連合は、情報資産の重要性に応じて管理を区分し、必要な取扱い制限を行う。
- 3 広域連合は、法令、条例、規則その他の規範並びに契約上の義務を遵守する。

## (体制)

第5条 広域連合は、情報資産の管理及び情報セキュリティ対策並びにデジタル化施策を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

- 2 統括責任者は、統括責任者を補佐し、全部局横断的な情報セキュリティ対策を推進、情報システムの最適化及び業務改革に係る実務の総合調整を行う部門及び責任者を置く。
- 3 統括責任者は、各部局に情報セキュリティ管理者を置き、当該部局における情報資産の管理、関係規程の遵守状況の確認その他必要な措置を行わせる。
- 4 前3項に規定する責任者、部門、充てる職並びに所掌事項その他必要な事項は別に定める。
- 5 統括責任者は、必要に応じてインシデント対応体制を整備する。

## (情報資産の分類及び取扱い)

第6条 統括責任者は、情報資産を重要性に応じて分類し、分類に応じた取扱いを行う。

- 2 個人情報等の保護に配慮し、必要なアクセス制御及び管理を行う。

- 3 統括責任者は、特に重要な情報を取り扱う業務について、追加的な管理を行う。
- 4 前項に規定する業務については、別に定める。

(外部委託及び外部サービスの管理)

第7条 統括責任者は、外部委託及び外部サービス（クラウドサービスを含む。）の利用に際し、委託先等の管理体制を確認し、契約及び運用により情報セキュリティを確保する。

(インシデントへの対応)

第8条 統括責任者は、情報セキュリティインシデントの発生又はそのおそれがある場合に、被害拡大防止、証跡保全、原因究明、復旧及び再発防止を行うための体制及び手順を整備する。

(教育・訓練)

第9条 統括責任者は、情報セキュリティに関する教育及び訓練を継続的に実施し、意識向上及び遵守の徹底を図る。

(点検・監査及び継続的改善)

第10条 統括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を点検し、必要に応じて監査等を行う。

- 2 点検・監査結果及びインシデント等を踏まえ、本方針並びに関連する規程類を継続的に見直す。

(病院事業に関する特則)

第11条 病院事業の医療情報システム等については、病院事業が定める「つがる西北五広域連合医療情報システム等運用管理規程」その他の規程を優先して適用する。

- 2 病院事業は、前項の規程に基づき医療情報等の安全確保及び医療提供の継続性確保に必要な措置を講ずる。
- 3 統括責任者は、病院事業と連携し、委託管理、インシデント報告、ネットワーク接続、共通システム、共通基盤及び職員共通利用環境その他連合全体の管理に関わる事項について、必要な事項について整合を図る。
- 4 前項の事項のうち、連合全体の情報セキュリティ水準、業務継続又は情報システム最適化に重大な影響を及ぼすものについては、統括責任者が必要な調整又は決定を行う。

(対策基準等)

第12条 統括責任者は、本方針に基づき、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順等を別に定める。

- 2 情報セキュリティ対策基準及び実施手順等は、原則として非公開とする。ただし、説明責任等の観点から必要がある場合は、公開範囲を限定して公表することがある。

(違反時の措置)

第13条 統括責任者は、本方針及び関連規程に違反する行為があった場合、必要な是正措置を行うとともに、関係規程等に基づき適切に対処する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 本方針は令和8年4月1日から施行する。  
(対策基準及び実施手順の策定に係る経過措置)
- 2 統括責任者は、本方針第12条に規定する情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順等について、令和8年4月1日以降、速やかに制定する。  
(経過措置期間の運用方法)
- 3 前項の制定までの間においても、統括責任者は情報資産の保護及びインシデント対応に支障が生じないように、所管部門が定める暫定の運用ルール及び様式により運用する。  
(経過措置期間暫定運用時の例外の取扱い)
- 4 前項の暫定運用における例外の取扱い（外部共有、外部接続、外部媒体利用、端末持出し等）は、申請、承認、期限設定及び記録により管理する。